

堺市地域介護サービス運営協議会に係る所掌事務

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）

＜抜粋＞

第 3 章 堺市地域介護サービス運営協議会

（設置）

第 5 条の 2 法第42条の 2 第 5 項、第78条の 2 第 7 項（法第 78 条の 12 において読み替えて準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 78 条の 4 第 6 項及び第 115 条の 22 第 4 項に規定する事務を執り行うため、並びに法第115条の 46 に規定する地域包括支援センターの運営に関し公正及び中立な運営を確保し、その円滑かつ適正な実施を図るため、堺市地域介護サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

（組織）

第 5 条の 3 運営協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）被保険者

（2）介護サービス及び介護予防サービスの事業者又は職能団体若しくは地域における保健医療関係者

（3）介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護又は相談事業を担う福祉関係団体
その他公共的団体から推薦された者

（4）地域介護等又は保健医療に関する学識経験を有する者

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第 5 条の 4 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条の 5 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれらを定める。

3 会長は、運営協議会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条の 6 運営協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長はその議長となる。

2 運営協議会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

堺市介護保険施行規則（平成12年規則第72号）

＜抜粋＞

第4章 堺市地域介護サービス運営協議会

（所掌事務）

第19条の2 条例第5条の2の規定により設置する堺市地域介護サービス運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1) 地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置等に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定に関すること。

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更に関すること。

ウ センターの業務を委託された法人による介護予防給付に係る事業の実施に関すること。

エ センターが介護予防給付に係るマネジメント業務を委託できる指定居宅介護支援事業者に関すること。

(2) センターの公正及び中立性の確保に関すること。

(3) センターの職員に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、運営協議会が地域の実情に応じて協議を行うことが必要と認める事項に関すること。

(5) 地域密着型サービスの事業を行おうとする事業者の指定に関すること。

(6) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。

(7) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること。

(8) 前3号に掲げるもののほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項に関すること。

(9) 介護予防支援の事業を行おうとする事業者の指定に関すること。

（部会の設置）

第19条の3 運営協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

（事務局の設置）

第19条の4 運営協議会の事務を処理するため、運営協議会に事務局を置く。

（関係者の出席）

第19条の5 運営協議会は必要があると認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（運営協議会の会議の特例）

第 19 条の 6 運営協議会の会長（以下この章において単に「会長」という。）は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

（部会への準用）

第 19 条の 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「運営協議会の会長」とあるのは、「部会の長」と読み替えるものとする。

（委任）

第 19 条の 8 この章に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。